

別紙

第1 法人税基本通達関係

昭和44年5月1日付直審(法)25「法人税基本通達の制定について」(法令解釈通達)のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

一 有価証券等の譲渡損益、時価評価損益等

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p>(受渡決済見込取引)</p> <p>2 - 3 - 36 <u>法人が行う取引が「その他のデリバティブ取引」に該当するかどうかの判定において、農産物、鉱物その他の商品の価格を基礎数値とし、………</u></p> <p>……………</p> <p><u>(注) 商品の受渡決済ができる取引のうち銀行法施行規則第13条の2の3第1項第1号の口又は第2号の口に掲げる取引に該当するものは、規則第27条の7第1項第2号又は第3号(「デリバティブ取引の範囲等」)の規定により、法第61条の5第1項(「デリバティブ取引に係る利益相当額の益金算入等」)に規定するデリバティブ取引に該当するのであるから、本文の取扱いにより「その他のデリバティブ取引」に該当するかどうかを判定する取引は、これらに掲げる取引に該当しない取引に限られる。</u></p> | <p>(受渡決済見込取引)</p> <p>2 - 3 - 36 農産物、鉱物その他の商品の価格を基礎数値とし、……………</p> <p>(注) <u>規則第27条の7第1項第2号(商品デリバティブ取引)に規定する商品デリバティブ取引は、同号に規定する「銀行法施行規則第13条の2の2第1項第1号」の規定により差金の授受によって決済される取引に限られているのであるから、商品の受渡決済を行うことができる取引は、当該商品デリバティブ取引に該当しない。</u></p> |

二 減価償却の方法

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p>(特別な償却の方法の選定単位)</p> <p>7 - 2 - 2 ……………</p> <p>……………<u>設備の種類(その設備の種類につき細目の区分が定められているものについては、その細目の区分)</u>……………</p> | <p>(特別な償却の方法の選定単位)</p> <p>7 - 2 - 2 ……………</p> <p>……………<u>設備の種類の区分</u>……………</p> |

三 固定資産の取得価額等

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>(耐用年数の短縮の対象となる資産の単位)</p> <p>7 - 3 - 19</p> <p>.....<u>設備の種類(その設備の種類につき細目の区分が定められてい</u> <u>るものについては、その細目の区分)</u>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>(注) 1</p> <p>2</p> | <p>(耐用年数の短縮の対象となる資産の単位)</p> <p>7 - 3 - 19</p> <p>.....<u>設備の種類</u>の区分.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>(注) 1</p> <p>2</p> |

四 収益事業の範囲

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>(専ら学術の研究を行う公益法人等)</p> <p>15 - 1 - 59 令第5条第1項第29号ヲ(非課税とされる学術研究に付随して行 <u>う医療保健業)</u>に規定する医療保健業の判定に当たって、次の点については、 <u>次のとおり取り扱うものとする。</u></p> <p>(1) 「<u>公益社団法人若しくは公益財団法人で専ら学術の研究を行うもの</u>」とは、 <u>その学術の研究のために専門の研究者をもって常時研究を行うものをいうこ</u> <u>ととする。</u></p> <p>(2) 「<u>学術の研究に付随して行う</u>」とは、<u>その研究の過程又は結果を実証する</u> <u>などの必要上付随して行うことをいうものとする。</u></p> | <p>(専ら学術の研究を行う公益法人)</p> <p>15 - 1 - 59 令第5条第1項第29号ル(非課税とされる学術研究に付随して行 <u>う医療保健業)</u>に規定する「<u>民法第34条の規定により設立された法人で専ら</u> <u>学術の研究を行うものがその学術の研究に付随して行う医療保健業</u>」とは、<u>専</u> <u>ら学術の研究を行うものとして文部科学大臣の許可を得て設立した法人で、そ</u> <u>の学術の研究のために専門の研究者をもって常時研究をするものが、その研究</u> <u>の過程又は結果を実証するなどの必要上付随して行う医療保健業をいう。</u></p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>(非課税とされる福祉病院等の判定)</p> <p>15 - 1 - 64規則第 6 条各号(非課税とされる福祉病院等)に掲げる要件(非営利型法人以外の法人にあっては、同条第 1 号から第 6 号までに掲げる要件).....同条第 4 号及び第 7 号.....同条第 4 号イ、ロ及びハに掲げる事項.....</p> <p>(注)</p> | <p>(非課税とされる福祉病院等の判定)</p> <p>15 - 1 - 64規則第 6 条各号(非課税とされる福祉病院等)同条第 4 号.....同条二及びホに掲げる事項以外の事項</p> <p>(注)</p> |

五 課税標準

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--------------------------------|
| <p>(独立代理人に該当する者)</p> <p>20 - 2 - 5 令第 186 条(外国法人の置く代理人等)の「その者が、その事業に係る業務を、当該各号に規定する外国法人に対し独立して行い、かつ、通常の方法により行う場合における当該者」とは、次に掲げる要件のいずれも満たす者をいうことに留意する。</p> <p>(1) 代理人として当該業務を行う上で、<u>詳細な指示や包括的な支配を受けず、十分な裁量権を有するなど本人である外国法人から法的に独立していること。</u></p> <p>(2) <u>当該業務に係る技能と知識の利用を通じてリスクを負担し、報酬を受領するなど本人である外国法人から経済的に独立していること。</u></p> <p>(3) <u>代理人として当該業務を行う際に、代理人自らが通常行う業務の方法又は過程において行うこと。</u></p> <p>(常習代理人の範囲)</p> | <p>(新 設)</p> <p>(常習代理人の範囲)</p> |

20 - 2 - 5 の 2

(注)

20 - 2 - 5

(注)

第 2 連結納税基本通達関係

平成 15 年 2 月 28 日付課法 2 - 3 ほか 1 課共同「連結納税基本通達の制定について」(法令解釈通達)のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

一 有価証券等の譲渡損益、時価評価損益等

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p>(受渡決済見込取引)</p> <p>2 - 3 - 32 <u>連結法人が行う取引が「その他のデリバティブ取引」に該当するかどうかの判定において、農産物、鉱物その他の商品の価格を基礎数値とし、...</u></p> <p>.....</p> <p><u>(注) 商品の受渡決済ができる取引のうち銀行法施行規則第 13 条の 2 の 3 第 1 項第 1 号の口又は第 2 号の口に掲げる取引に該当するものは、規則第 27 条の 7 第 1 項第 2 号又は第 3 号(「デリバティブ取引の範囲等」)の規定により、法第 61 条の 5 第 1 項(「デリバティブ取引に係る利益相当額の益金算入等」)に規定するデリバティブ取引に該当するのであるから、本文の取扱いにより「その他のデリバティブ取引」に該当するかどうかを判定する取引は、これらに掲げる取引に該当しない取引に限られる。</u></p> | <p>(受渡決済見込取引)</p> <p>2 - 3 - 32 農産物、鉱物その他の商品の価格を基礎数値とし、.....</p> <p><u>(注) 規則第 27 条の 7 第 1 項第 2 号(「商品デリバティブ取引」)に規定する商品デリバティブ取引は、同号に規定する「銀行法施行規則第 13 条の 2 の 2 第 1 項第 1 号」の規定により差金の授受によって決済される取引に限られているのであるから、商品の受渡決済を行うことができる取引は、当該商品デリバティブ取引に該当しない。</u></p> |

二 減価償却の方法

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p>(特別な償却の方法の選定単位)</p> <p>6 - 2 - 2</p> <p>.....<u>設備の種類(その設備の種類につき細目の区分が定められているものについては、その細目の区分)</u>.....</p> | <p>(特別な償却の方法の選定単位)</p> <p>6 - 2 - 2</p> <p>.....<u>設備の種類</u>の区分.....</p> |

三 固定資産の取得価額等

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p>(耐用年数の短縮の対象となる資産の単位)</p> <p>6 - 3 - 29</p> <p>.....<u>設備の種類(その設備の種類につき細目の区分が定められているものについては、その細目の区分)</u>.....</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(注) 1</p> <p>2</p> | <p>(耐用年数の短縮の対象となる資産の単位)</p> <p>6 - 3 - 29</p> <p>.....<u>設備の種類</u>の区分.....</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(注) 1</p> <p>2</p> |